

令和2年2月18日

PTA 会員の皆様方へ

PTA 親子安全会・扶助会

会長 佐野 誠

(公印省略)

PTA 親子安全会による交通事故をお見舞い対象外にする件 (お願い)

会員の皆様方におかれましては日頃より、PTA 親子安全会の事業にご支援・ご協力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、PTA 親子安全会の発足しましたのが、今から45年前の昭和50年(1975年)4月1日であります。

「互助の共済制度」を柱に据え、定款を基に拠出したお金を原資として、みんなで助け合うための事業として取り組んで参りました。

さて、PTA 親子安全会は、学校管理下外でのけがに対してのお見舞いを対象としてきました。

45年の時代の流れの中で、その時々で立ち止まり時勢にあったお見舞い金制度となるよう制度内容の改善に努めて参りました。

山梨県は、交通状況から、自家用車等を主とした移動手段に頼らざるを得ない部分があります。

これまでは、例えば、児童生徒が保護者等の運転中に同乗していた交通事故等に遭遇した場合は、所定の要件を満たした事案につきましては、審査会での審査の上、見舞金給付をして参りました。

しかしながら、交通事故は自賠責保険、任意保険等により手厚い補償がなされております。

PTA 親子安全会による見舞金制度の本来の「互助の共済制度」の主旨とは添わない部分が見えてきました。

そこで、令和2年(2020年)2月2日、第3回理事会におきまして、審議の結果「すべての交通事故」を対象外とすることに決定しました。(2020年4月1日施行)

交通事故全てが対象外となるため、\*1要件を満たした保護者・教職員の交通事故も同様に対象から外すこととなります。

また、交通事故につきましては事故発生日より2年間の猶予期間も消滅します。

何とぞ、意のある所をお汲み取り頂き、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

現在、交通事故による傷害の申請を予定されております方は、学校を通し2020年(令和2年)3月31日親子安全会必着で親子安全会に出して頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。(令和2年(2020年)4月1日分から受け付けられません。)

\*1「PTA 活動中」及び「社会的行事参加中」と認められる範囲の子どもクラブ、スポ少、部活等の大会・試合への送迎・応援・付添等での交通事故